

加須市告示第157号

令和7年度第2調整池整備工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び加須市契約規則（平成22年加須市規則第57号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、加須市一般競争入札執行要綱、加須市公共工事等電子入札運用基準及び加須市建設工事共同企業体取扱要綱の規定によるものとする。

令和7年5月13日

加須市長 角 田 守 良



1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 令和7年度第2調整池整備工事
- (2) 工事場所 加須市 野中土地地区画整理事業 地内
- (3) 予定価格 （税抜）1,063,800,000円
- (4) 工事期間 契約の日から令和10年3月31日まで
- (5) 工事概要 調整池整備（貯留量 36,600m³）

掘削工 40,800m³

止水鋼矢板工IVw型 450m

地盤改良 8,100m³

大型ブロック積擁壁 2,500m²

底版工一式

管渠工一式

流入・放流施設（ポンプ設備）一式

管理用通路工一式

防護柵工一式

付帯工一式

2 入札参加手続等

本公告に関する入札は、加須市公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

3 入札に参加できる者の形態

2者による特定建設共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。ただし、本件入札において、複数の特定企業体の構成員となることはできない。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告日から契約締結日までの間において、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 埼玉県内において建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分を受けている者

イ 加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置及び加須市の契約に係る暴力団排除措置要綱第3条の規定に基づく入札参加除外措置を受けている者

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

- (3) 本公告日現在において、加須市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成22年加須市告示第8号）の規定による令和7・8年度加須市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、土木工事業の土木一式工事に登載されている者

- (4) 特定企業体は、次の条件を有する代表構成員と構成員の2者で自主結成

すること。この場合において、各構成員の出資割合は 30 パーセント以上とし、代表構成員の出資割合は構成員の出資割合を超えるものとする。

ア 代表構成員

開札日から 1 年 7 箇月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における土木工事業の総合評定値（P 点）（以下「総合評定値」という。）が 1,000 点以上の者で、本公告日現在において、資格者名簿に登録された契約権限を持つ本支店又は営業所等を埼玉県内に有し、かつ、当該場所に社員を配置して営業活動をしているものであること。

イ 構成員

総合評定値が 700 点以上の者で、本公告日現在において、資格者名簿に登録された契約権限を持つ本支店又は営業所等を加須市内に有するものであること。

- (5) 本公告日現在において、工事に対応する業種に関し、建設業法第 3 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を得ている者。ただし、特定企業体の構成員においては、一般建設業の許可を得ている者でもよいものとする。
- (6) 本公告日以前 5 年以内において、特定企業体の代表構成員は国（公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体が発注した 4 億円以上の土木一式工事を元請として受注し、完成させた実績があること（共同企業体として受注した場合は、代表構成員としての実績に限る。）、特定企業体の構成員は、加須市が発注した土木一式工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体として受注した場合は、代表構成員としての実績に限る。）。)
- (7) 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を、本工事の監理技術者として、次のとおり専任で配置すること。

ア 専任の配置予定技術者は、平成 27 年 4 月 1 日から本工事の入札の公告の日までに、国又は地方公共団体が発注した土木一式工事において、現

場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者であること。

イ 専任の配置予定技術者は、その者が在籍する建設業者と開札日の3箇月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 専任の配置予定技術者が、現在、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該配置予定技術者を本工事に配置することはできない。

エ 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）を本工事に配置することはできない。

オ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(8) 建設業法等の関係法令等を遵守し、技術者を適正に配置できること。

5 現場代理人の常駐規定

本工事は、現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和に関する取扱要領に基づく常駐規定を緩和しない工事とする。

6 設計図書等

この入札に参加しようとする者は、次のとおり電子入札システムにより、添付されている設計図書等を閲覧すること。

(1) 公開開始日 令和7年5月13日

(2) 設計図書等のファイル形式 PDF形式、MS-WORD形式又はMS-EXCEL形式とする。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を電子入札システムにより提出すること（この場合において、提出後に必ず電話により質問をした旨を連絡すること。）。なお、持参、電子メール等による質問は、受付しない。

(1) 受付期間 令和7年5月13日午前9時から同月16日午後3時まで
（ただし、電子入札システムの稼動していない時間を除く。）

- (2) 質問に対する回答 質問に対する回答は、電子入札システムにより、令和7年5月20日午後5時までに掲示する。

8 最低制限価格制度に係る最低制限価格

(1) 最低制限価格

設定する（最低制限価格未満の入札があった場合には、この入札をした者を失格とする。）。

9 現場説明会

開催しない。

10 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、代表構成員が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用し、競争参加資格確認申請書提出の際に特定JV参加チェックボックスにチェックを入れ、企業体名称を入力して提出すること。

提出期間 令和7年5月13日午前9時から同月21日午後5時まで

11 入札執行の日時等

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。日時を変更する場合には、電子入札システムにより案内する。

- (1) 入札書提出期間 令和7年5月22日午前9時から同月26日午前10時まで（ただし、電子入札システムの稼動していない時間を除く。）

- (2) 開札日時 令和7年5月26日午後1時00分

12 入札に関する注意事項

(1) 入札回数

1回とする。ただし、入札に参加する者の数が2未満のときは、入札を執行しない。

(2) 提出書類

入札書に入札金額見積内訳書を添付すること。

(3) 入札の辞退

競争参加資格確認申請後においても、入札の完了までは、入札を辞退す

ることができる。入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより辞退の手続を行うこと。

(4) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書き換えし、引き換えし、又は撤回することはできない（ただし、やむを得ない事由が生じて辞退する場合を除く。）。

イ 落札候補者とすべき者が2以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 3 入札保証金

免除する。

1 4 入札書等の無効

次のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者が提出した入札書等
- (2) 入札に参加する資格のない者が提出した入札書等
- (3) 開札後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札書等
- (4) 入札金額見積内訳書を提出しない者が入札した入札書等
- (5) 入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書等
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書等
- (7) 入札に関し不正行為をした者の行った入札書等

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書等

1 5 落札候補者の決定及び入札参加資格の審査

開札した結果、予定価格の制限の範囲内で一番低い価格（失格基準価格を定めた場合においては、その額以上の価格）で入札をした者を落札候補者とし、落札決定を保留する。

落札候補者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合（失格基準価格を定めた場合においては、調査基準価格未満の価格かつ失格基準価格以上の価格である場合）は、低入札価格調査を行う。低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合しないおそれがあると認められた場合には、落札候補者が決定するまで、次の順位の者について同調査を繰り返すものとする。

落札候補者は、入札参加資格の有無の確認を受けるため、次のとおり書類を提出しなければならない。なお、入札参加資格審査の結果、落札候補者を落札者に決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の審査は行わない。落札候補者が審査の結果、不適格と認められた場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。

(1) 提出書類

ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）

イ 公共工事（委託）等施工実績調書（指定様式）及び添付書類（契約書等施工実績を証する書類の写し）

ウ 契約締結時に有効な建設業法に基づく経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書の写し（特定企業体の代表構成員及び構成員のもの）

エ 配置予定技術者届（指定様式）及び次の書類

（ア） 監理技術者資格者証の写し及び国土交通大臣の登録を受けた講習実施機関が行う講習を受講したことを証する監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格者証の交付年月日が平成 16 年 2 月 29 日以前の場合は不要）

（イ） 本公告中 4 (7) アで規定した配置予定技術者の従事実績を証す

る書類

オ 所属建設業者との本公告中15(2)アに規定する提出期限の日以前
3箇月以上の雇用関係を証する書類(任意様式)

カ 建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可証の写し(特定企業体の
代表構成員及び構成員のもの)

キ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。
の写し)

ク 委任状(埼玉県共同企業体取扱要綱様式第2号に準じたもの)

(2) 提出方法等

ア 提出期限 令和7年5月28日午後5時まで

イ 提出方法 加須市総合政策部管理契約課へ持参すること。

(3) 入札参加不適格通知書等

ア 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札
執行者は、入札参加不適格通知を送付する。入札参加不適格通知を受け
た者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(加須市の休日を定
める条例(平成22年加須市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休
日(以下「市の休日」という。)を除く。)に、その理由について書面に
より問合せをすることができる。この場合において、書面の提出先は、
加須市総合政策部管理契約課とする。

イ 落札候補者が提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出し
ないとき、又は入札参加資格審査のために入札執行者が行う指示に応じ
ないときは、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

16 落札者の決定

入札執行者は、開札後に、落札候補者から提出された書類について入札参
加資格の審査を本公告中15(2)アに規定する提出期限の日の翌日から起
算して3日以内(市の休日を除く。)に行い、入札参加資格を有しているとき
は、その者を落札者として決定し、通知する。ただし、入札参加資格に疑義
が生じた場合は、この限りでない。

1 7 契約の時期

落札者の決定後仮契約を締結し、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 22 年加須市条例第 49 号）の定めるところにより、議会の議決を得た後、発注者が受注者に対してこの契約を本契約とする旨の意志表示をしたときに、本契約として契約の効力を有するものとする。

なお、契約の締結議案が議会において否決されたときは、当該仮契約は契約の効力を有しないものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。

1 8 契約保証金

落札者は、規則第 4 条第 1 項第 1 号の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合においては、契約保証金を免除する。

1 9 建設業退職金共済制度に基づく負担等

落札者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結時にその証紙購入状況報告書を提出しなければならない。

2 0 請負代金の支払条件

(1) 前払金

する（加須市公共工事前金払取扱要綱による。）。

(2) 部分払

する（加須市公共工事前金払取扱要綱による。）。

2 1 社会保険等への加入

社会保険等への加入は、法令上の義務であるため、社会保険未加入の事業者にあっては速やかに加入手続きをするとともに、落札者は下請事業者へも周知、指導をすること。

2 2 努力義務

落札者は、公共工事設計労務単価を根拠に積算された労務経費が、当該工事現場に従事する下請業者を含めた労働者・職人の賃金として適正に確保できるように努めること。また、元請と下請との関係（末端の下請業者を含む。）

において、工事代金等の未払問題等の紛争が発生した場合は、迅速に調整し、解決するように努めること。

2 3 契約条項等

本公告に定めるもののほか、本工事に係る入札・契約手続については、規則、加須市建設工事請負契約約款、加須市建設工事検査規則（平成 22 年加須市規則第 58 号）、加須市建設工事競争入札参加時の注意事項、設計図書等の定めるところによる。

2 4 その他

入札参加者は、入札後において、本公告、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

2 5 問合せ

加須市総合政策部管理契約課 電話 0480-62-1111（内線 396）